

会 議 の 経 過

1 開 会 午後1時00分

(小椋教育長) これより第13回倉吉市教育委員会定例会を開会する。

2 前回議事録承認

3 議事録署名委員の選出 西田委員

4 議 事

(1) 議案第23号 伝統的建造物群保存地区保存計画の変更 (特定物件の追加と削除)

(資料に沿って、文化財課長説明)

教育長 何かご質問等はありませんか。

委 員 堺町の離れの件ですが、今回追加する理由は何なのかということと、付属屋の既に解体になっている建物で伝建群に指定するとき、現場が調査をされているのか、されていないのかということ。今聞くと、固定資産台帳を見て登録したということですので、どういう経緯なのか教えてください。

文化財課長 この堺町1丁目の物件は、課税台帳に新しい年号が入っていて、昭和41年の方が入っていたのだと思います。それで当時のことは想像でしかお話しできませんけど、「特定」の同意書には、サインをし、判も押すけれども、建物の中には入らせないという所有者がよくありまして、だから建物の中が確認できていなかったんだと思います。今回、災害復旧で修理を行うにあたって建築士が入って調べました。古い建物で、昭和20年代以前の建物が特定物件とすることができますので、おそらく昭和9年だろうと推定されることが一つと、それから写真を見ていただくと手摺が付いていることが確認できます。1階はアルミサッシになっているため古い形に直すしかありませんが、2階の建具と手摺がそのまま残っていて、よく残っていたということが、特定物件にしたい理由になります。別の物件も、実は詳細調査をしないで、課税台帳だけで特定物件にしていたということになります。

委 員 主旨としては、今倉吉が伝建群で観光誘致とか、いろいろなことに取り組んで力を入れている中で、きちんとした資料、現場を確認した上での指定をお願いしたいということです。

文化財課長 はい。

委 員 それから、課税台帳では、ずっと課税扱いになっていましたか。

文化財課長 特定物件は敷地内に1軒でもあれば、その土地の課税は1/2になります。そして特定物件の建物は課税されていません。

委 員 はい。わかりました。そういうこともあると思うので、教育委員会の中だけでは取まらない、市役所全体の話になることもあるので、横の連携をしっかりとって進めていただきたいと思います。以上です。

教育長 今のご意見からすると、今後も同様のことがあり得るということですか。

文化財課長 あり得ることだと思います。

教育長 今登録している特定物件の全部が全部、確実に一致するわけではないという可能性もあるんですね。

文化財課長 修理を進めるにあたって、本当に家の中に入り込んでいきますから、そこで錯誤が見つかる度に、審議会にかけながら、全部正していきます。

教育長 その他ご質問等ありませんか。
(各委員意見なし)

教育長 それでは、議案第 23 号について、委員会としての承認をいただけますでしょうか。
(各委員承認)

5 教育長報告

教育長報告

6 報告事項

○教育総務課

(1) 区域外就学・校区外就学の承認について

○学校教育課

- (1) 不登校・問題行動の状況について
- (2) 第 5 回適正配置推進協議会概要について
- (3) 問題行動報告について

[以下 非公開]

[以下 公開]

○生涯学習課

(1) 倉吉市スポーツ推進委員の委嘱について

○文化財課

(1) 第 2 回倉吉市伝統的建造物群保存地区保存審議会の報告

教育長 何かご意見等があればお願いします。

委 員 このゲストハウスは、いわゆる宿泊施設なんですよ。それは、本当に全然問題ないのですか。

文化財課長 どんな問題があるかということですけど、会とか集うことになるので、騒音関係があるかどうかですけど、周辺に迷惑がかからない騒音防止策がとれる内装ができると思います。お風呂とトイレが良い具合のものができ、普通の住宅用が、数人が泊まれるようなものになるかもしれません。

教育長 島根県の大田市、石見銀山のまちですけど、企業が伝建群の何棟かを社宅にしている例もあって、全部、公が空いた家を維持していくことはできないので、民間のご理解のあるところを買ってもらう、あるいは借りてもらうことで維持をしていくという方法も全国的にはあるようです。個人的には市営住宅を伝建地区の中に作れないかなとかなり期待しています。今はできるかどうかの段階です。何か、より良い活用の仕方がないと、なかなか維持ができません。

伝建群については、お知恵をお借りすることは多々あると思います。今後とも宜しくお願いします。

○倉吉博物館

(1) 博物館講座⑥「令和の祈り」事業報告

教育長 何かご意見があればお願いします。

委員 この件ではないですけど、以前、資料など大事なものが失われているとお話ししましたが、ちょうど市報に挙げていただいていた。昨日ある人から、「代が変わっていくので、整理するとき、例えば倉吉市の古い町並みの写真があると、それをどうしようか迷っている」と相談があったので、「図書館でも良いし、博物館でも良いので、とりあえず「こういうものがある」という相談をしてください」ということを伝えました。「いる物か、いない物か」と迷っておいででしたが、もし処分される方法がみつからなかったら、とりあえず館長さんに相談をかけてくださいと言いましたけど、よろしかったでしょうか。

博物館長 はい。

委員 そのように、言われる方がいましたのでお伝えしました。宜しくお願いします。

博物館長 10月の定例委員会で福井委員から提案がありましたので、12月の市報に掲載させていただきました。これまで2件ばかり市報を見たので、問い合わせがありました。市役所も、今現在第2庁舎に移るということで、一般市民の方もそうですが、庁舎内も引越しの際に、貴重な資料・図面などを捨てられないように、職員にも周知をさせていただきました。

委員 やはり市報だけでは足りないもので、ことあるごとに、ちょっと話をさせていただけると、やはり違うかなと思いますので宜しくお願いします。

教育長 他にはよろしいでしょうか。

(各委員意見なし)

○図書館

(1) 全国公共図書館研究集会で事例発表

(2) 英語学習に多読を 啓発講座を開催

教育長 何かご質問等がございますか。

委員 前回委員がお話しされた未返却本の対策については、その後何か進展はありましたでしょうか。

図書館長 これについては進展はないんですけど、各ご家庭に出向いていくということが一つの方法なんですけど、なかなか現時点現場でも話したんですけど、昼に廻っていくのは正直大変なことで、どうするか大きな課題だと考えています。

委員 1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、1年、10年それぞれ返ってきていないリストというのがあると思うんです。全部やろうとすると大変なことですけど、少なくとも1ヶ月未返却の先についてはゼロを記すとか、具体的な対応を打っていただかないと、給食費の未収に対する対応と一緒にすることだと思います。その辺のところ、もう一回館長さんを中心に考えていただければと思います。

委員 忙しいのは分かりますけど、やらないといけません。税金でも何でも毎日行く必要はないと思いますので、月の最終日であるとか、図書館の都合の時期の夜しかないんですよね。でも、やらないといけません。今言われたように、何年も前のものは難しいと思いますが、ほどほどの期間を過ぎているところは、やはり連絡をとって、一人ではいけませんので二人でも対応して、本当に大変だと思います

けど、実行していかないといけないと思います。

委員

訪問というのはベストな方法かもしれませんが、「返却されていません」「ついで
の時に持ってきてください」とお手紙とかハガキとか対応策はあると思います。要す
るに、こちらはまだ管理していると分かる方法をとっていくと、そのうち人づてに「図
書館がきちんと管理している」から、「返さなくてはいけない」と、本人が気付くこ
とがあります。定型の文書の中で、最初から「返してください」という口調ではなく、
返却ボックスの場所を記したり、誘い水というところから順々にお願いされていかれ
たら良いと思います。いきなり訪問ということではなくて良いので、その辺をご検討い
ただけたらと思います。

図書館長

ハガキでの督促、電話での督促は今でもやっています。期限を半月を過ぎて最初
のお手紙、もう半月を過ぎてまたお手紙、まだ返却ない場合は電話で督促をしています。
やはり、それでも残っている状況です。

委員

分かりました。そういったところは最終的には訪問というところもあると思いま
す。また努力をお願いします。

教育長

他にはご意見等はございませんか。
(各委員意見なし)

○学校給食センター

(1) 異物混入対策の徹底について

(2) スタミナ納豆の歌について

教育長

何かご質問等はございますか。

委員

異物混入対策ですけど、納入業者の方に立ち入り検査をしています、だいたい毎
年されていますか。

給食センター所長

毎年ではないですけど、状況を確認させていただくために行っています。従前は異
物が入ったときに原因がこうだったのでこうしていきたいと、その部分を見させて
いただきに行っていたんですけど、今後は行程表どおり着実にされているかの確認を
含めて行く予定です。ですから従前から行っています。

委員

全部の納入業者でしたら膨大ですよ。

給食センター所長

いいえ。全部で21業者あるんですけど、行くことができるのは、夏休み期間中に、
1者か2者です。

委員

そういう対策をきちんとしているという説明の中に、こういう立ち入り調査をして
いると具体的に説明できるように言えますけど、でも21業者の中の1業者か2業者
と言われるとどうかなと思います。行っていない業者も何年かごとにローテーション
を組まれて説明するようにしていかれると良いのかなと思います。

教育長

可能な限り努力をお願いします。

委員

26頁の確認表は、いつまで続けられますか。

給食センター所長

これは給食を作り続ける限り続けます。

委員

ずっと続けられますか。

給食センター所長

業者さんが作られるものですけど、日々確認表だとかいろいろな表がまわってきま
すので、その分にこの確認表が追加されました。給食を作り続ける限り、この確認表
も常に付いてきます。

委員

何を申しあげたいかと言いますと、定着したら止めるべき物があっても良いのでは

ないかということです。永遠にチェック表が増えるだけということが、ダブルチェックがだめなら、トリプルチェックに、トリプルチェックがだめなら、フォースチェックになるかもしれませんし、では機械を入れるとか。要するに手順を確認すること、二重であるから、確認1の方が手を抜くということも当然出てくるんですよ。もう一人の方が見るから大丈夫だろうと。そのところが一番肝心なところかなというのは、自分の経験測から感じているところでして、定着すればちょっと止めてみようかという期間があっても良いと思います。それで、年に1回はこの期間にやろうとすれば、手順の再確認をすることができます。それともう一つは業者さんとの契約内容にもよるんでしょうけど、不定期に訪問する、突然に調理中に行ってみるという方が、けん制がきくのかなと個人的には思います。

給食センター所長

お聞きしたことも含めながら、事前の文書に、「予定していないときに行くこともあります」と断った上で、そういったことも考えていきたいと思います。

教育長

安全安心な給食は、本当に大事なことと考えますので宜しくお願いします。

○その他

(1) 適正配置のことについて

委 員

適正配置のことですけど、この前米子市が、3つの学校を小中一貫校に検討したいという報道がありました。また、ある人から倉吉市も小中一貫校はどうだろうかという意見もあったので、「まだはっきりとは分からない」と答えたんですけど、どういう方針なのか、もし分かれば教えてください。

教育長

適正配置協議会の中で、学校視察、先程も説明させていただきましたが、講演会等、それからグループ協議もして、「そろそろ修正案を出して欲しい」という意見がありますので、先ず1月の教育委員会にかけさせていただいた後で、複数案を協議会の中で出してみたらどうかと考えております。複数案というのは、この学校では、単独も含めて、こういったやり方があるのではないかとということ、それに基づいて、どれが良いかということ、グループ協議をしていただくような形になるのではないかと考えています。実際に先程言われた小中一貫校、義務教育学校もある一部の学校については、複数案の中に入れてさせていただいたらどうかと考えています。

教育長

なるべく早いうちに案を作りたいと思います。

7 その他

次期委員会について調整し、次のとおり決定

日 時：令和2年1月30日（木）午後3時00分

場 所：倉吉市役所 第3会議室

午後2時15分終了

8 閉会